

議第93号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第3項中「知事は、」の右に「彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る」を加え、「、あらかじめ」を「あらかじめ」に、「意見」を「彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見」に改める。

別表第1に次のように加える。

彦根総合スポーツ公園	陸上競技場 野球場 トレーニング室 会議室等	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日（休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日）を除く。	午前8時30分から午後9時30分まで
	補助競技場	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日（休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日）を除く。	午前8時30分から午後5時まで

別表第2第1項注2中「入場料もしくはこれに類するもの」を「入場料等（入場料またはこれに類するものをいう。以下同じ。）」に、「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同項注4中「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同表第2項注3中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同項注4中「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同表に次の1項を加える。

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

㍿ 陸上競技場

	金 額
--	-----

区 分		午 前	午 後	夜 間	
		午前 8 時30分 から午後 零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで	
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に 関係のある団体 (以下「幼稚園等」 という。)が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 1 時間につき 1,410	円 1 時間につき 2,080	円 1 時間につき 2,820	
	アマチュアスポーツ に使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	その他の催物に使用 する場合	同 7,260	同 10,300	同 14,500	
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	アマチュアスポーツ に使用する場合	同 5,710	同 8,310	同 11,400	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等 が 1,000 円以下の 場合	同 14,100	同 20,800	同 28,200
		入場料等 が 1,000 円を超え る場合	同 28,000	同 41,600	同 56,000

(イ) 補助競技場

区 分		金 額	
		午 前	午 後
		午前 8 時30分から午 後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	円 1 時間につき 900	円 1 時間につき 1,330

	アマチュアスポーツに使用する場合	同	1,800	同	2,650	
	その他の催物に使用する場合	同	4,670	同	6,640	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	1,800	同	2,650	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同	3,670	同	5,300	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同	9,040	同	13,300
		入場料等が1,000円を超える場合	同	18,000	同	26,500

イ 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人1回につき 260
生 徒 等	同 320
そ の 他 の 者	同 460

(2) 野球場（貸切り使用）

区 分		金 額			備 考
		午 前	午 後	夜 間	
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間 円 につき 1,290	1時間 円 につき 1,850	1時間 円 につき 2,580	屋内練習場のみを使用する場合は、1面1時間につき340円とする。
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300	

	その他の催物に使用する場合	同 10,600	同 14,900	同 21,200		
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300		
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 4,950	同 7,250	同 10,600		
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 21,200	同 29,800	同 43,000	
		入場料等が1,000円を超える場合	同 43,000	同 59,300	同 86,000	

(3) トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき（2時間以内）	回数券11回券（1回2時間以内）
幼 児 等	260 円	2,600 円
生 徒 等	410	4,100
そ の 他 の 者	580	5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
会 議 室 1	1時間につき 円 1,390	1時間につき 円 2,020	1時間につき 円 2,780
会 議 室 2	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室 3	同 770	同 1,120	同 1,540

会 議 室 4	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室 5	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室 6	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室 7	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室 8	同 770	同 1,120	同 1,540
5 階 会 議 室 1	同 430	同 630	同 860
5 階 会 議 室 2	同 230	同 330	同 460
5 階 会 議 室 3	同 230	同 330	同 460

イ 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
会 議 室	1 時間につき 円 730	1 時間につき 円 1,060	1 時間につき 円 1,420
ミーティング室 1	同 730	同 1,060	同 1,420
ミーティング室 2	同 730	同 1,060	同 1,420
本 部 席	同 360	同 360	同 360
役 員 席	同 360	同 360	同 360
審 判 席	同 360	同 360	同 360

注 1 県外居住者については、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者が陸上競技場等を個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

4 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、1,000 円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。

5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は陸上競技場等の貸切

り使用については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

- 6 陸上競技場等を複数の団体が貸切り使用する場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）とする。
- 7 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場（貸切り使用に限る。）または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 8 補助競技場（貸切り使用に限る。）の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 9 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室等（ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 11 彦根総合スポーツ公園の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県都市公園条例（以下「新条例」という。）第9条の2第1項に規定する指定管理者の指定ならびに新条例第9条の6および第9条の7第3項の知事の承認ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第9条の3、第9条の4、第9条の6および第9条の7第3項の規定の例により行うことができる。
- 3 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）は、廃止する。